

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年（2025 年）2 月 28 日

枚方市監査委員	上	森	太一郎
同	分	林	義 一
同	番	匠	映 仁
同	一	原	明 美

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

第1 公の施設の指定管理者監査及び随時監査の対象

1. 枚方市自転車駐車場

(1) 公の施設の指定管理者監査

〔対象団体〕 サイカパーキング株式会社（指定管理者）

〔対象事務〕 令和5年度、令和6年度における枚方市自転車駐車場の指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

(2) 随時監査

〔対象部課〕 土木部 交通対策課

〔対象事務〕 令和5年度、令和6年度における枚方市自転車駐車場のサイカパーキング株式会社による指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

第2 監査の期間

令和6年（2024年）10月1日～令和7年（2025年）2月27日まで

第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【指摘・改善事項】＜土木部 交通対策課＞

○指定管理業務のモニタリング評価について

指定管理業務におけるモニタリングは、指定管理者と市それぞれが日常的・定期的に施設の管理運営状況やサービス水準等を確認・評価し、業務の課題の抽出と改善を繰り返すことで、効率的で効果的な施設運営と市民サービスの向上を図るという指定管理者制度の根幹をなす重要な仕組みとなっている。

しかしながら、令和5年度の定期モニタリングでは、各施設への危機管理マニュアルの未配備や防災訓練の未実施など、4件に及ぶ事項で未実施等の不適切な状況があるにもかかわらず、市側において「計画どおりの適正な管理運営を行っている」等の評価が行われていた。

以前から、公正な立場でもって厳格かつ適正に評価を行うよう厳しく求めており、今回の監査でも同様の事案が見受けられたことは、大変遺憾と言わざるを得ない。

今後、適切なモニタリングの実施を徹底し、施設の管理運営が適切に行われているか実態を十分把握した上で、必要に応じた指導を行うなど施設の設置者として管理監督責任を果たすよう指摘する。

【意見・要望事項】＜土木部 交通対策課＞

○指定管理者による指定管理業務の執行について

枚方市自転車駐車場において、指定管理者が行う修繕については、月例会議で提出される報告書により修繕の予定や費用、完了等の確認を行っている。しかしながら、指定管理者から交通対策課に対して提出される書類には領収書等の添付はなく、実際に指定管理者が第三者に支払った金額は確認できない状態であった。

今後は、指定管理者によって行われた修繕に要した費用については、精算を伴う費用であることから、その支出が適切に行われているか領収書等で確認するなど、適正な事務処理を行うよう強く要望する。

長期留め置き自転車の取扱いについては、枚方市自転車駐車場管理運営業務基本仕様書において「長期留め置き自転車等の移送・処分に関すること」が管理運営業務の内容として記載されており、一定期間保管し適切に処分するよう指示を行っている。しかしながら、長期留め置き自転車は所有者が存在する動産であることから、その処分は施設設置者である本市自らの責任において手続を行うべきであり、全ての手続を指定管理者に委ねることは適切ではないと考える。

今後、速やかに当該自転車の処分手続について改めて検討し、適切な処分を行うよう要望する。

自主事業については、市の承認を得て実施することができるが、指定管理者からの承認申請、所管課からの承認がないまま当該自主事業が実施されている状態であった。

また、指定管理業務従事者の通勤用具の使用料が一部未納付であることに加え、防犯カメラの新規設置の報告が指定管理者から行われていたにもかかわらず、市の誤った判断により個人情報保護担当部署に報告されていなかった事案も見受けられた。

今後、指定管理者制度の運用に当たっては、施設が適切に管理運営されているか等を市の施設設置者として適宜確認するなど、その責務を的確に果たすとともに、双方が行うべき手続等について遺漏なく適正に実施するよう強く要望する。